

2009年3月18日  
みずほコーポレート銀行

「金融機関による一定金額以上の通貨取引及び疑わしい取引に  
関する届出弁法」改正のお知らせ

「金融機構対達一定金額以上通貨交易及疑似洗錢交易申報辦法」は2009年3月18日から施行されます。同法によると、金融機関は、

1. 一口五十万 NT\$ (外貨の相当額を含む) 以上の現金受/払又は両替取引
2. マネー・ローンダリングに疑わしい取引

等に対し、お客様の身分を確認した上、取引記録を保管し、且つ、当局に報告しなければなりません。

以上